

PT・OT等養成校総合補償制度

<正式名称：施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・個人賠償責任保険（普通傷害保険特約）・団体総合補償制度費用保険>

ご契約内容		保険金額
学校の賠償責任 施設所有（管理）者賠償責任保険 受託者賠償責任保険	身体障害支払限度額	1名・1事故・保険期間中通算 1億円 (免責金額なし)
	財物損壊支払限度額	1事故・保険期間中通算 1,000万円 (免責金額なし)
学生の賠償責任 個人賠償責任保険 (普通傷害保険特約)	身体障害・財物損壊 共通支払限度額	1事故につき 5,000万円 (免責金額なし)
学生の傷害・感染症 * 特定疾病 団体総合補償制度費用保険	災害死亡・後遺障害	疾病死亡 350万円 傷害死亡 360万円
	療養補償【ケガ・特定疾病】（入院日額）	4,000円（180日限度）
	療養補償【ケガ・特定疾病】（通院日額）	2,000円（90日限度）

*補償対象となる特定疾病

・急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 ・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
・細菌性食中毒 ・日射病、熱射病等の熱中症 ・低体温症 ・脱水症

◆ 保険金をお支払いする主な場合

詳細は「普通保険約款・特別約款および特約」をご確認ください

① 学校の賠償事故 [施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険]

<施設所有（管理）者賠償責任保険>

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産（以下「施設」といいます）または施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行による他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます）または財物を滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<受託者賠償責任保険>

被保険者管理する保険証券に記載された受託物が、次に規定する間に損壊または紛失もしくは盗取されたことにより受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【想定される事故事例】

- 学校内で火災が発生し、非常口の不備により学生が逃げ遅れ、ケガをした。
- 教員が実習中、誤って学生や患者にケガをさせてしまった。
- 学校での指導内容に誤りがあり、その誤った指導内容に基づき学生が実習を行い、これが原因で患者にケガをさせ、学校が患者から損害賠償請求を受けた。
- 学校で患者や学生の持ち物を預かり、誤って破損させてしまった。

② 学生の賠償事故 [個人賠償責任保険（普通傷害保険特約）]

学生が在校中や実習中、また、登下校時等日常生活において、他人にケガをさせたり、他人の物（他人から借りたり預かったりしたものを除きます）を壊したり、日常生活に起因する偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【想定される事故事例】

- 学生が実習先の休憩中に廊下を走り、誤って来館者にぶつかりケガをさせてしまった。
- 学生が実習先の休憩中に誤って置いてあった備品につまづき破損させ、実習先から損害賠償請求を受けた。
- 学生が登校中、自転車ですり鉢に衝突し、ケガをさせた。



③ 学生の傷害事故・感染症 [団体総合補償制度費用保険]

学生が学校活動中（含む実習中、登下校中、学校行事参加中）によってケガや感染症、特定疾病により死亡・入院または通院した場合、学校から学生に対して支払う災害死亡・後遺障害・療養補償を補償規定に基づき支払った費用に対して保険金をお支払いします。

【想定される事故事例】

- 校内で学生が転倒し、ケガをした。
- 通学途中にバイクにはねられ、ケガをした。
- 体育の授業中に過ぎて足をくじいた。
- 実習中、リハビリ器具に手を挟み、ケガをした。
- 学校で急性心筋梗塞にて倒れ、入院・通院した。
- 実習先の病院で学生がノロウイルスに罹患し、通院した。

